

令和7年度 第2回感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会

府基本方針(案)に対する 第1回エイズ対策及び医療連携推進部会 及び第1回エイズ医療委員会でのご意見と反映の仕方

※ 本文中の用語は以下のとおり。

- ・府基本方針:大阪府エイズ対策基本方針
- ・部会:感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会
- ・医療委員会:感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会 エイズ医療委員会
- ・国予防指針:後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針
- ・拠点病院:エイズ治療の地方ブロック拠点病院・中核拠点病院、エイズ治療拠点病院

令和8年3月18日(水)

大阪府 健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

大阪府エイズ対策基本方針の改定に向けた検討経過について

- **第2回大阪府感染症対策審議会(書面開催)**

- ・ 国の「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防しん」の改定を踏まえ、基本方針の改定に向けた検討を開始。

- **第1回大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会(1月21日)**

- **第1回大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会 エイズ医療委員会(1月30日)**

- ・ 基本方針改定案に対する意見聴取 → 意見聴取を踏まえた修正案作成

- **第3回大阪府感染症対策審議会(2月25日)**

- ・ 部会及び医療委員会の報告、基本方針改定案(部会等意見を踏まえた修正案)に対する意見聴取。
→ 提示した基本方針改定案は、概ね了承。

- **パブリックコメント(2月26日～3月27日)**

- **第2回大阪府感染症対策審議会 エイズ対策及び医療連携推進部会(本日開催)**

- ・ 基本方針案(パブリックコメント版)の提示、意見聴取。
- ・ 審議会や部会等でいただいたご意見と、それに対する府の考え方のご報告。

- **今後の動き**

- ・ パブリックコメント等を踏まえた修正が軽微なものにとどまる場合は、事務局において修正作業を実施し、審議会及び部会等へ報告。
- ・ 報告後、改定版を施行(3月末予定)

部会及び医療委員会でのご意見と基本方針への反映について

●反映 ○一部反映 △反映せず（理由を記載）

項目	ご意見の内容	反映の有無・反映の仕方	該当箇所
府基本方針 全体	<ul style="list-style-type: none"> 府基本方針のほかに行動計画を作成しないのであれば、府基本方針にもっと具体的な取組を記載すべきではないか。また、基本方針のどの部分に基づいた取組であるのかや、数値目標が明らかにされていれば、モニタリングや効果の評価もしやすい。 	<p><方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 府基本方針は、府施策の方向性を示したもの。具体的な取組は、各年度において、府基本方針を踏まえ事業化を検討。 ※ 取組の評価は、別途定める「評価指標一覧」に沿って行い、部会及び医療委員会において、毎年度報告する。 <p><反映の有無・反映の仕方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権の尊重及び個人情報の保護の本文について、関係機関に対して府としてどのような方針で取り組むのかを明確にした。 ○ 項目ごとに「大阪府が推進する具体的な事業例」を記載し（本文に取組を羅列している項目は除く）、対象者や実施内容を明確にした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・13ページ(本文) ・5ページ(本文) ・5ページ等 (大阪府が推進する具体的事業例)
検査体制	<ul style="list-style-type: none"> 検査体制が三つの層に分けられているが、どの検査がどの個別施策層にアプローチすることを想定しているのか明確すべき。 郵送検査事業は、性風俗従事者や外国人など情報が届きにくいポピュレーションにも利用しやすい事業のため、それらの個別施策層への広報が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各検査の対象者(ターゲットとする個別施策層等)を明記。併せて、①～③の検査について、医療通訳者の派遣体制を明記した。 ● 郵送検査事業も含めて、検査事業の対象者(ターゲットとする個別施策層等)及び広報の強化について明記した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2ページ(本文) ・9ページ (大阪府が推進する具体的事業例)
個別施策層	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針のいずれかにトランスジェンダー(★)を明記していただくことで、府の施策の対象であることが明確化される。 	<p>△ 国予防指針では、トランスジェンダーについて実態把握ができていないため明記せず、多様性への理解の重要性について記載。府基本指針には、関係機関・団体に対して、人権の尊重の観点から性の多様性への理解について教育・啓発を実施する旨を追記。今後、府としては、国のトランスジェンダーに関する疫学調査の結果等を踏まえつつ、エイズ対策におけるトランスジェンダーへの対応について検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5ページ(本文)

★ トランスジェンダー
 出生時に割り当てられた性別とは異なる性別の性自認・ジェンダー表現のもとで生きている人々の総称(性同一性障害者を含む)。出生時に割り当てられた性別は女性であり、男性として生きている人を「トランス男性(Trans-man)」といい、出生時に割り当てられた性別は男性であり、女性として生きている人を「トランス女性(Trans-woman)」という。

項目	ご意見の内容	反映の有無・反映の仕方	該当箇所
PrEP (曝露前予防)	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>PrEPの使用実態(高価な薬のため使用しにくさあり)や処方・定期検査が可能な医療機関(府外の場合の薬の入手方法も含む)を、府として把握することが必要。</u> 	<p><方針> ※ PrEPについては、府としてもHIVの感染予防に有用な手段の一つであると認識しているが、国予防指針に基づき、PrEPに関する記載内容を以下のように修正する。 【第1回部会で提示した基本方針におけるPrEPに関する記載内容】 II-1. 正しい知識の普及啓発及び教育の(1)の府民に提供する情報として、「コンドーム(具体的な使用方法等を含む)やPrEP(曝露前予防)を適切に使用すれば予防効果が高いことや、U=Uの考え方に関する情報」と記載していた。 ↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7ページ(本文) ・ 7ページ (大阪府が推進する具体的事業例)
	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>PrEPを知らない方への周知啓発を検討してはどうか。</u> 	<p>△【修正内容】 国は、2025年に改正した予防指針において、HIV感染症に対する曝露前予防(以下、「PrEP」という。)は、HIVの感染予防に有用な手段の一つであり、国内でも対象薬が予防投与の薬事承認を受けたものの、定期的なHIV検査やその他の性感染症の検査等、服薬者の健康状態の観察が重要であり、国は対象者が適切にPrEPを使用できるよう、関係機関と連携しながら研究を推進し、その成果等を踏まえて効果的な導入方法について検討していく必要があるとしている。<u>大阪府においては、国における検討状況等を踏まえ、PrEPに関する情報提供方法等について検討を行うものとする。</u></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PrEPに関する情報等(女性も使用できること)を、個別施策層に対する人権の尊重や個人情報の保護等も含めて<u>医療従事者向け研修等で取り入れてはどうか。</u> 	<p><反映の有無・反映の仕方> ● 「保健所のHIV検査において、受検者よりPrEPの相談を受けた際に対応できるよう、保健所職員等向け研修等を通じ、PrEPに係る知識・情報について提供」を追記した。 ○ PrePの情報提供について明記していないが、具体的事業例の「府が行う医療従事者向け研修等で情報提供を行っていく」の情報提供にPrEPも含める。</p>	

項目	ご意見の内容	反映の有無・反映の仕方	該当箇所
外国人対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ HIV等検査場においても、外国籍の方が受検しやすい体制が整備されていることが重要であるため、その点も含めて検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人支援団体・機関との連携による検査に係る情報提供について明記した。 ● 検査案内資料(冊子・動画等)の作製・配布について追記した。 ● NGO等との連携による外国人向け等エイズ相談窓口に係る情報提供について明記した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 7ページ (大阪府が推進する具体的事業例) ● 9ページ (大阪府が推進する具体的事業例)
医療体制 医療と介護・福祉 機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ HIV感染症の治療を受けていると薬剤の調整等、治療の難しさがある。<u>他の拠点病院の先生方に治療のことで相談できる体制が重要。</u> ■ <u>介護・福祉サービス提供者に対する研修会を継続していただながら、HIV陽性を理由にサービス提供を断られない体制をつくっていただきたい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点病院間のエイズ診療、エイズ以外の合併症や併発症の治療における相談体制の整備について明記した。 ● HIV感染症や合併症等の診療を行う一般医療機関の確保(地域におけるHIV陽性者に対する診療の受入の推進)について明記した。 ● 拠点病院から介護・福祉機関へ、HIV陽性者を円滑につなげるための介護・福祉機関への普及啓発の推進について明記した。 ● 医療・介護・福祉関係機関(団体)への針刺し等血液曝露事故時の対応に係る情報提供について明記した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 11ページ (大阪府が推進する具体的事業例)
関係機関 との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>薬剤師会や看護協会、警察との連携も必要ではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 薬剤師会・看護協会とは、従前から連携した取組を実施しており、府が取り組む具体的事業例の中に明記した。 ○ 警察については明記していないが、警察も、人権の尊重及び個人情報の保護が徹底されるべき行政機関のひとつとして考えており、連携について引き続き取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12ページ (大阪府が推進する具体的事業例)